

## 2月定例会一般質問 日本共産党 金子まさえ県議

【2018年12月10日】

### 【金子県議】

日本共産党の金子正江です。党県議団を代表して、一般質問を行います。

### 1、知事の政治姿勢を問う

#### (1) 一番の景気対策は消費税10%への増税を中止することについて

安倍政権は「景気対策を実施するから大丈夫、影響は一時的だ」として2014年4月、消費税の8%増税を強行しました。その結果、長期にわたる消費不況となり総務省の家計調査でも14年4月以降、増税前の実質消費支出を上回ったことは一度もありません。二人以上の世帯では、実質消費支出は年額20万円以上も減りました。高齢者からは「年金だけでは暮らせない」など不安の声がひろがっています。シャッター通りの広がる商店街で頑張っている八百屋店主は「また増税ならもう廃業しかない」と怒りの声でした。商工団体幹部からは共通して「アベノミクスの恩恵はない」との声です。

県民のくらしも県内中小業者の経営も極めて深刻な事態と言えますが、知事はそう思いませんか。知事の認識をお示し下さい。

こうした中で、安倍政権は来年10月に消費税10%増税を行うとしています。

安倍首相はカードを使って払った場合「ポイント還元」を行う。また「軽減税率」を導入すると言います。そもそもカードを持たない人はどうなるのか。8%増税の時には「福祉給付金」というばらまきをやりました。全く効果はありませんでした。「軽減税率」の対象は「酒類・外食を除く飲食料品」と「一部の定期購読の新聞」ですが税率は8%据え置きです。これは「軽減」とは言いません。

さらに「インボイス」=適格請求書制度の導入は中小業者にとっては死活問題です。日本税理士会連合会や日本商工会議所も導入に反対です。

知事、このまま消費税10%増税を強行すれば消費不況を深刻化させ、貧困と格差の拡大に拍車をかけることは必至です。

埼玉県民730万人のくらしと県内中小業者を守るための一番の景気対策は、消費税10%の増税を中止することです。増税中止を国に強く求めていただきたい。答弁を求めます。

### 【知事】

金子正江議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、「知事の政治姿勢を問う」のお尋ねのうち「一番の景気対策は消費税10パーセン

トへの増税を中止すること」の県民の暮らしやすさや県内中小企業者の経営に対する認識についてでございます。

議員から、厳しい状況の中にある県民や中小企業の事業者の方々の声をお示しいただきました。こうした声の一つ一つ私たちは真摯に耳を傾けなくてはならないと思います。現在、所得そのものは確実に向上していますが、社会保険料等の引上げもあり、可処分所得はむしろいったん下がり元に戻ったという程度で、まさしく横ばいとなっています。

一方、経済の動向をマクロで捉えると、平成27年度の県内総生産は前回の消費税増税前の21兆6千億円を1千億円上回っております。その後も雇用や消費などの指標は緩やかな改善がございます。こうしたことから、経済全体としては前回の増税の影響はおおむね収束したのではないかと考えられます。

次に、消費税の増税中止を国に求めることについてでございます。

消費税の税率10パーセントへの引上げは、社会保障と税の一体改革において、社会保障制度を持続可能なものにするための安定財源の確保を目的として、国において決定されたものでございます。10月15日の臨時閣議において、安倍総理は2019年10月に消費税の税率を8パーセントから10パーセントに予定どおり引き上げるとの方針を表明されました。この中で、少子高齢化という困難な課題に正面から取り組み、高齢者や若者も安心できる全世代型の社会保障制度を構築することなどが示されておりました。

私は消費税の税率の引上げによって持続可能な社会保障制度を作り出すことが、国民にある意味では安心感を与え、それが場合によっては国民の消費を呼び起こすことになることも考えられると思っております。

しかし、過去の消費税増税の前後では税率が上がる前の駆け込み需要と上がった後の消費の落ち込みがあり、その対策が今後の課題だと思います。安倍総理は消費税の税率10パーセントへの引上げを表明する中で、引上げが経済に影響を及ぼさないように全力で対応するとされております。その内容はクレジットカードを使って買物をした場合のポイント還元や、消費税の軽減税率の制度の導入をはじめ多岐にわたっております。これらの詳細については現在、国において議論が進められており、来年度や再来年度の予算で臨時・特別の措置を講じていくものとされております。

私は、現場を預かる県と市町村がこの制度を運用していく上で、困難が生じる場合、あるいは生じそうな場合には、国にしっかりと、その都度意見を申し上げていくべきではないかと考えているところでございます。

## (2) あまりにも屈辱的な日米地位協定の見直しを

### 【金子県議】

「日本の独立は神話だ」翁長雄志・前沖縄県知事はそう言い残したそうです。

昨年12月米軍普天間基地所属ヘリが、保育園や小学校に部品や窓枠を落下させる事故

が発生し、今年1月にも沖縄県で普天間基地のヘリの事故が相次ぎました。それを受けて防衛省は、機体整備の状況を確認するため自衛官派遣を求めていましたが、米軍は9か月たっても応じていません。地位協定第3条は、米軍基地内における米軍の排他的使用権を認め、日本の主権は事実上及びません。公務中に米軍が犯した犯罪についても日本側に捜査権が認められていない等、日米地位協定は日本国民にさまざまな被害を与えています。

第二次世界大戦の同じ敗戦国であるドイツ、イタリアと比較しても日本の異常さは際立っています。「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」資料によると、ドイツ・イタリアが駐留軍の演習・訓練への国内法の順守を義務付けているのに対し、日本では、原則的に国内法は適用されません。さらに両国が米軍基地内へ立ち入る権利を有しているのに日本にはそれがありません。

7月、全国知事会は日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に求める提言を全会一致で採択しました。翁長前知事の訴えを受け、上田知事が座長を努めた研究会が2年近くかけてまとめたものが、この提言です。提言は「米軍の訓練ルート・時期に関する情報を事前提供すること、基地の使用状況などを点検して縮小・返還を促すこと」等を求めている画期的なものです。後日、知事は外務省、防衛省、在日米大使館を訪問したと伺っております。お疲れ様です。

知事、地位協定と地位協定を要因とする今の状況は、日本にとってあまりに屈辱的だと思いますが、知事の所見をお聞かせください。また改めて全国知事会の提言に沿って、見直しを求める決意をお示しください。

#### 【知事】

次に、「あまりにも屈辱的な日米地位協定の見直しを」のお尋ねのうち、今の状況についてでございます。

全国知事会では平成28年に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、私が座長になり、沖縄県をはじめとする米軍基地負担の現状などについて、6回にわたり研究会を開催いたしました。私は米軍の事故があっても日本の係官が事故現場にすら踏み込むことができないというようなことは、まさに異常な状態だと思っております。この研究会ではそうした日米地位協定の課題についても、他国の地位協定などを調査しながら認識を深めてきました。ドイツやイタリアの地位協定は国内法の適用や基地への立入り権が明記されているなど、我が国の地位協定とは本当に大きな違いがありました。この研究会の成果として、日米地位協定の抜本的な見直しなどを内容とする「米軍基地負担に関する提言」をまとめ、本年7月27日の全国知事会において全会一致で採択をされました。

私は今回、基地のない自治体も含めて47の都道府県の知事の共通理解を得た上で、提言がまとめられたことは大変意義深いことであったと思っております。私も知らないことがたくさんありました。そういう意味で多くの知事の皆さんたちが、日米地位協定の中身内容について知る機会を得たということは重要なことだと思います。

次に、見直しを求める決意を示すことについてでございます。

安全保障に関してはご案内のように国の専管事項であるため、本来ならば、主権国家として政府が積極的に行動していくべきであると思っております。地方としては政府を逆に支援するため、今年8月、全国知事会を代表して外務省、防衛省、そしてアメリカ政府に、とりわけアメリカ政府の首席公使には、私が丁寧に現状についての説明とそして改善すべき点について申し上げました。こうしたことが、私はある意味では、地方の声から政府を動かすことになっていくのではないかと思っております。住民の安全や生活を守るという観点から、引き続き、埼玉県基地対策協議会などを通じて要請をまいります。

## 2、高すぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げよう

### 【金子県議】

国民健康保険制度が、県と市町村の共同運営となりました。これを契機に31市町村が保険税率を改定しました。11月28日に県国保運営協議会が開かれ、来年度の市町村における一人あたり保険税必要額の試算が示されました。全県平均では5%の引き上げ、最高は鳩山町で13.07%引き上げ、59市町で増となり、多くの市町村が保険税率を引き上げるのは必至です。しかもこの保険税必要額の増加の要因には自然増があり、これから、毎年保険税必要額は引きあがっていくことが予想されます。

一方、県は市町村に対して、6年間で法定外繰り入れを解消する計画を提出してきました。計画通り市町村が実施すれば、さらに保険税率が引き上がることが見込まれます。

質問ですが、①来年度の保険税率改定をすでに決定している市町村の数、②県として独自の財政支援を行い保険税率引下げを図ることについて、2点、知事答弁を求めます。

今でも、負担の限度を超えているのに、このまま税率が引きあがっていけば、国民健康保険制度の根幹が揺るがされます。だからこそ、全国知事会をはじめとする地方団体は、国保を持続可能とするためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しているのだと思います。以前私も質問で取り上げましたが、協会けんぽの保険料なみに保険税率を引き下げのために、全国知事会は2014年に1兆円の財政負担を政府に要望しました。

私たち日本共産党は11月1日に国保政策を発表し、国保と協会けんぽの格差縮小を提言しました。具体的には現代の人頭税と批判される国保の均等割と平等割を廃止すべきだとして、1兆円の財政負担を国に求めております。

まず、①均等割・平等割を廃止し、高すぎる保険税を協会けんぽなみに引き下げるとい共産党の提言について、②全国知事会として今度は決議により強力に要望していただきたいのです。改めて1兆円の財政負担を国に求めていく決意について、この2点、知事のご見解をお示しください。

【上田知事】

次に、「高すぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げよう」についてのお尋ねのうち、来年度の保険税率改正を予定している市町村の数についてでございます。

平成30年度から国民健康保険制度は新しくなり、市町村は県に納付金を納め、県は市町村に対し保険給付に必要な額を全額交付金として交付する仕組みになりました。保険税については、県が提示する標準保険税率などを参考にして市町村が地域の実情に応じて決定をいたします。

今年の11月末に実施した調査の結果、9月議会までに平成31年度からの税率改正を実施した市町村が2つ、12月議会で税率改正議案を提出している市町村が6つございました。

次に、県として独自の財政支援を行い保険税率引下げを図ることについてでございます。

県は市町村国保の安定的な財政運営のために平成30年度は法定で総額600億円を負担し、市町村国保財政の支援に努めております。

一方、市町村が一般財源で行っている一般会計繰入の総額は平成29年度決算速報値で約390億円でございます。被保険者の負担軽減も含め、国保財政の基盤強化は、本来ナショナルミニマムとして国がしっかり検討すべきものだということは、しばしばこの本会議でも述べております。そのため、現在行っている市町村国保財政の支援に加え、新たに県として独自の財政支援を行うことは困難でございます。

県といたしましては、保険税の収納率向上などの収入を増やす取組や埼玉県コバトン健康マイレージ事業などによる医療費適正化に取り組んで、市町村を支援してまいります。

次に、均等割・平等割を廃止し、高すぎる保険税を協会けんぽ並みに引き下げるという共産党の提言についてでございます。

今年の11月1日に日本共産党から、均等割・平等割を廃止し1兆円の財政負担を国に求めることにより国保税を協会けんぽ並みに引き下げるという提言が発表されたことは知っております。これは、被保険者の負担軽減を図るため、一つの考え方だと思います。日本共産党の提言にもありますように、医療保険制度間の公平と国保財政の基盤強化は国民健康保険制度を持続可能なものにしていくために重要な課題であると私自身も認識しております。

次に、全国知事会として改めて1兆円の財政負担を国に求めていく決意についてでございます。

議員の御質問の中の国費1兆円でございますが、全国知事会の平成26年当時の社会保障常任委員会委員長であった福田富一栃木県知事の発言と聞いております。同年7月に開催しました自民党の「社会保障制度に関する特命委員会」において、国保の財政基盤を強化するために必要な財政支援の一つの試算として例示したものだというふうに聞いております。

これを受けて今回の制度改革では約3,400億円の追加公費の投入が実現したもので

ございます。

1兆円と3,400億円とは差がありますが、私どもも丁寧に国に対してこうした追加公費の投入についても申し上げ、一定程度の実現ができたものと認識しております。

国保の更なる基盤強化については先ほど御答弁申し上げましたとおり、医療保険制度全体の議論の中で国においてしっかり議論されるべきだと考えております。引き続き全国知事会と連携しながら、今後の医療費の増加にも耐えうる財政基盤の確立を図るため、様々な財政支援の方策を講じるよう国に求めてまいります。

### 3、全国一の医師不足打開にむけて、県立大学医学部設置の再検討開始を

#### 【金子県議】

10万人あたりの本県医師数は、全国最低ですが、近頃、他県の人口減少によって、46位と47位の本県の格差がひろがっていると伺っています。一方、本県の高齢化は加速しており、医師確保の必要性は高まるばかりです。

県は、さいたま市美園に順天堂大学附属病院誘致計画を進めてきましたが、2018年とされていた着工時期が延期されました。2020年の開院は、少なくとも2023年以降にずれ込む見通しです。

順天堂誘致に努力すべきなのは言うまでもありませんが、党県議団は以下の3点、改めて確認しておきます。第1に、さいたま市立病院の傍に同大学病院が誘致されることなどに、さいたま市や市医師会から疑問の声があります。さいたま市への丁寧な説明と納得を得る努力について。第2に、順天堂開院の際に、越谷市立病院はじめ地域医療機関からの医師引き上げがあってはなりません。文書などによる確認の見通しについて、第3に順天堂のための埼玉高速鉄道延伸・新駅設置など過大な支援はきっぱり拒否すべきことについて、以上3点、保健医療部長の答弁を求めます。

仮に、順天堂誘致にこぎつけたとしても、医師不足最下位脱出の見通しはありません。この間、創設された医学生向け奨学金は、すでに埼玉県内の病院に医師を31人送り出し、さらに215人の学生が奨学金で学んでいるというように、着々と効果をしめしつつあります。地域枠医学生奨学金は27人の募集枠に対して応募者は68人。医学部入学前に選抜する県外医学生奨学金は17人の募集枠に対して応募者は172人です。さらに枠などを拡充し地道に医師確保を進めるべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

また、県立大学医学部設置は引き続き取り組むべき課題だと考えます。これまでのご答弁は、国の許可が得られないということですが、地域医療構想、少子化による大学の経営難などと、基準病床数や大学医学部めぐり情勢に激動が予想され、医学部定員再検討の可能性もあり得ます。改めて体制を確立し、県立医学部設置の可能性を検討すべき時です。知事の見解を求めます。

【上田知事】

次に、「全国一の医師不足打開に向けて、県立大学医学部設置の再検討開始を」のお尋ねでございます。

もとより医学部設置が喫緊の課題である医師不足を解消するため、長期的に有効な手段であるとの認識は変わりありません。そのため医学部設置の権限を持つ国に対しこれまでも要望してまいりましたし、これからも要望してまいります。

しかしながら、国はいまだに医学部新設の方針を示しておりません。東北や成田市の事例はあくまで特別扱いとの形になっております。むしろ今年5月の国の検討会などでは、2022年度以降の医学部定員について減員に向けて見直すべきとの方向性などが示されました。議員から大学医学部をめぐる情勢に激動が予想されるのお話がありましたが、医学部新設に向けた道のりは更に厳しい状況になってきております。

それゆえ、平成22年度から奨学金制度を創設し、また平成25年12月に埼玉県総合医局機構を立ち上げ、県医師会、埼玉医科大学や県立大学など関係機関とのネットワークを構築しました。その成果として、医師数は平成28年12月現在、11,667人で全国第9位、前回調査からの2年間の増加数は609人、増加率5.5パーセントであり増加数も増加率も全国第3位です。

また、平成31年度には、県内で初期研修を開始する予定の医師は348人と、現在の初期研修制度が始まった平成15年の165人からの増加数は183人、増加率は2.11倍で共に全国第1位になっております。医師を支える看護師の確保も平成26年から平成28年までの増加数は5,785人で全国第2位、増加率は9.9パーセントで全国第1位でございます。今後も医学部設置に向けた問題意識を持ちながら、埼玉県総合医局機構を通じた医師確保の取組についても更に拡大していきたいと強く思っております。

【保健医療部長】

御質問3「全国一の医師不足打開に向けて、県立大学医学部設置の再検討開始を」についてお答え申し上げます。

まず、「さいたま市への丁寧な説明と納得を得る努力について」です。今回のプロジェクト実現に向けて、土地利用上の諸課題の解決に尽力いただくなど、さいたま市には全面的に御協力をいただいております。8月には地元医師会など市内医療関係者を構成員とした「さいたま市地域医療構想調整会議」に順天堂大学学長がオブザーバー参加しました。この会議は12月12日にも開催が予定されています。その場では市から強く求められていた大学から地元医師会等の医療関係者への具体的な医療機能などの説明も行われる見込みとなっております。引き続き、県・市・大学間で緊密に連携・協力しながら取り組んでまいります。

次に、「順天堂開院の際に、越谷市立病院をはじめ地域医療機関からの医師引き上げがあってはならないが、文書などによる確認の見通しについて」でございます。順天堂大学は毎年100人を超える医師を輩出し、附属病院を6つ、常勤医師も1,000人を誇っております。

ます。基本的にその枠組の中で医師の供給をコントロールできるものと考えております。議員からお話のあった医師の引上げはないと思っておりますし、大学からもそのようなことはないと伺っております。今後とも県内の医療機関に不安を生じさせないよう、大学ともしっかりと協議し、記録を残すなど相互に確認できるようにしたいと考えております。

次に、「順天堂のための埼玉高速鉄道延伸・新駅設置など過大な支援はきっぱり拒否すべきについて」です。

病院整備計画の提出に併せて大学からは、様々な要望を受けております。県としては基本的に要望にできる限り応えながらも、県民にとって真に必要な医療提供体制を実現させたいと考えております。

ただし、病院が開院するまでに埼玉高速鉄道を延伸し、病院前に新駅を設置することとした要望は、実現が困難である旨をお伝えしています。大学からは、病院に通院される患者の足を確保したいとの意向も示されているので、例えば浦和美園地区内にシャトルバスが導入できないかなど、別途そうした可能性について関係者と意見交換しているところです。

次に、「医学生向け奨学金の枠などを拡充し地道に医師確保を進めるべき」についてでございます。

奨学金の貸与を現在のペースで継続いたしますと、2025年度には奨学金貸与中の医学生が285人、医師不足地域等で勤務する医師が264人、合計で549人となります。

現在、奨学金を受給されている方々は強い意思を持って狭き門をくぐり抜けて合格した方々です。このため、地域医療への貢献意欲や能力も高く、将来、県内の医師不足地域や診療科において活躍していただくことが確実に期待できる状況となっています。貸与枠を増やすかどうかにつきましては、こうした状況や増やした場合の影響や効果等をよく考慮し、適切な貸与枠の人数について研究してまいります。

## 4、県立病院の役割を果たすためにも独法化は中止を

### 【金子県議】

11月に「埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書」が公表されました。報告は、県立4病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましいとしております。地方独立行政法人法によると「地方独立行政法人」とは、「地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」のうち、条件を満たしたものとされております。つまり、独法化される事業は、地方公共団体が直接実施する必要がないと判断されたものであります。

しかし、この検討報告を読む限り、県立病院を直接実施することを否定した記述は全くありません。むしろ、報告の第1の柱は、今後県立病院は全县を対象とした高度専門医療を提供していくべきというもので、県が実施する必要性を再確認したと言えます。

特に、県立小児医療センターについての小児科専門医の育成・人材供給に取り組むべきとの提案や、県北部地域の救急医療を支えるため、循環器呼吸器病センターの脳血管診療体制

を強化すべきとの提案は、柳下県議により6月一般質問で提案もさせていただいたものであり、県が責任をもって推進していくべき内容です。「検討報告」の前半を読む限り、県立4病院は県が直接実施すべき事業だと感じますが、病院事業管理者、答弁を求めます。

「検討報告」は、地方公務員制度に縛られない自由度の高い処遇により、医師や職員を確保することができるなどとして、独法化が望ましいと結論づけております。

しかし、6月の柳下質問に対して、地方独立行政法人にすでに移行した15府県18法人の中で給料表を変更したのはわずか2法人だけと、病院事業管理者自身が答弁されています。独法化によって、必ずしも医師・専門職の給与が上がるわけではありません。一方医師の給与だけ引き上げ、看護師の給与を大幅に引き下げて看護師不足を招いた大阪府のような例もあります。直営であっても本県より数百万円ほど高額な年収を保障している県もあります。

医師確保は、独法化で解決する問題ではありません。高度医療病院として必要な財政投入を行うことこそ医師確保の道ではないでしょうか。むしろ独法化でスタッフを非公務員化の方が、人材不足を招くと感じますが、病院事業管理者の答弁を求めます。

東京都は本年1月経営者会議で、独法化の検討を開始しましたが、その結論は、慎重な検討が必要だとして、今後の中期計画に先延ばしされたときいております。独法化で、県立病院の役割が果たせるのか、慎重に検討しなおすべきです。病院事業管理者の見解を求めます。

#### 【病院事業管理者】

御質問4 「県立病院の役割を果たすためにも独法化は中止を」についてお答えを申し上げます。

まず、県立4病院は県が直接実施すべき事業ではないかについてです。県立病院の役割は県民福祉の向上のため高度専門医療、小児、精神などの政策医療を効率的かつ効果的に提供していくことであると考えています。

検討報告書は、現在の役割に加え、小児医療センターでの小児科専門医の育成・人材供給や循環器・呼吸器病センターでの脳血管診療体制の強化など、今後、さらに県立病院が果たすべき役割について、改めて整理いただいたものです。

地方独立行政法人は、こうした役割を果たすために、知事から中期目標を示され、目標を達成するための中期計画を策定します。この中期計画は議会の議決を経て、知事が認可し、実行されます。

こうしたことから、地方独立行政法人は県の政策目標を実現させるための機関といえます。また、地方独立行政法人は県が100パーセント出資して設立する、公設公営の経営形態であり、直営ではないものの「県立」であることに変わりありません。

次に、必要な財政投入を行うことこそ医師確保の道ではないか、むしろ独法化でスタッフを非公務員化の方が人材不足を招くのではないかについてです。

現在、県立病院は必要な繰入金を入れた上で、その役割である不採算な政策医療などを提供

しています。仮に県立病院が地方独立行政法人となっても、繰入れの総務省基準は現在の地方公営企業と変わらず、引き続き適切な繰入れを入れることが必要です。また、地方独立行政法人化により地方公務員制度の枠からはずれ、自由度の高い処遇が可能となるため医師の確保がしやすくなります。

さらに、看護師や薬剤師などのスタッフについても、職員定数に縛られず、人事委員会の選考も必要ないため、必要な人材を必要なところに迅速に採用・配置することができます。これにより、スタッフの労務環境は良くなり、好循環を生み出すため、さらに人員の確保がしやすくなると考えております。

次に、独法化で、県立病院の役割が果たせるのか慎重に検討しなおすべきについてです。病院局では「埼玉県立病院の在り方検討委員会」での検討に先立ち、病院職員と一緒にあって県立病院の将来像を考える勉強会を開催してきました。これまで4病院で計16回開催し、延べ二千人を超える職員と活発な意見交換を行い、検討委員会にもその内容を報告しております。今後、検討報告書をもとに、県民アンケートなども踏まえて引き続き慎重に検討し、今年度中に県としての方向性を定めてまいります。

## 5、見えない障害＝高次脳機能障害者への支援拡充を

【金子県議】

先日、高次脳機能障害者の支援団体「地域で共に生きるナノ」の役員と懇談しました。当事者は、事故や病気による脳のダメージが原因で、社会復帰後も記憶力、注意力、遂行機能や感情コントロールなど認知機能に困難を抱え、社会生活上も様々な支障をきたしているといえます。「ちょっとしたことで怒るなど人格が変わった」「トイレに行って元の場所に戻って来られない」など症状も人それぞれです。「見えない障害」とも言われ、とりわけ若い人が適切な診断を受けられず、福祉支援にたどり着けないことも少なくないそうです。

東京都では、10年前に高次脳機能障害者実態調査検討委員会を設置し、都内の全病院651か所と医療機関を受診している脳損傷の患者938人に調査票を配布して、実態調査を行いました。その結果をもとに、区市町村や二次保健医療圏などを単位とした医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークづくりを推進しています。埼玉県でも、医療機関などと協力して県内の高次脳機能障害者の実態調査を実施すべきと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

県は2011年より、埼玉県立総合リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害者支援センターを開設し、総合相談窓口を通じ、専門的支援を行っています。相談件数は昨年度でのべ4145件と、きわめて重要な役割を果たしています。しかし、相談員の体制は、他の業務を兼務した常勤4名、非常勤2名の計6名です。今年3月の県リハセン「在り方検討会議報告書」では「高次脳機能障害者支援センターの体制強化」が提案されております。相談員の専任化と増員など「支援センター」の体制を速やかに拡充させるべきです。福祉部

長よりお答え下さい。

新潟県では、12か所の全保健所を地域の支援拠点と位置づけ、新潟県高次脳機能障害相談支援センターが県内の保健所を総括する体制を整備しています。しかし、本県の各保健所では、高次脳機能障害を含む、あらゆる精神障害に関する相談を受け付けているにもかかわらず、精神保健福祉指導職は平均2.2人にすぎません。

精神保健福祉指導職の定数を大幅に増やし、各保健所の精神障害者に関する支援体制を強化すること、合わせて、高次脳機能障害に悩む当事者や家族が身近に相談できるよう相談窓口をつくるために、保健所職員への研修をさらに強化すべきと考えます。以上2点について、保健医療部長の答弁を求めます。

#### 【福祉部長】

御質問5「見えない障害＝高次脳機能障害者への支援拡充を」についてお答えを申し上げます。

まず、県内の高次脳機能障害者の実態調査についてでございます。県ではこれまで、高次脳機能障害者が受診しやすくなるよう、診療に対応できる医療機関の調査を実施してきました。さらに、平成29年度に福祉事業所を対象として、高次脳機能障害者の福祉サービスの利用状況などについて調査を行い、その調査により支援ノウハウの不足により対応に苦慮している福祉事業所が多いことが分かりました。

こうした調査結果を踏まえ、福祉事業所に支援方法を直接助言する取組を平成30年度から開始いたしました。今後、更なる実態調査を行うことにつきましては、医療機関など関係機関の意見を聴きながら検討してまいります。

次に、高次脳機能障害者支援センターの体制拡充についてでございます。

支援センターの相談員については、平成30年度は常勤職員4人と非常勤職員2人の計6人体制をとっております。平成29年度と比べ兼務職員を減らし、専任を増やしたことなどにより、実質的に職員1名分の増員を図ったところです。さらに、身近なところで相談が受けられるよう、今年6月から川越市内と春日部市内の病院への委託により、相談窓口を2か所設置し、それぞれ相談員を配置しています。県といたしましては、高次脳機能障害者やその御家族が地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

#### 【保健医療部長】

御質問5「見えない障害＝高次脳機能障害者への支援拡充を」についてお答えを申し上げます。

まず、「精神保健福祉指導職の定数を大幅に増やし、各保健所の精神障害者に関する支援体制を強化すること」についてでございます。精神保健福祉指導職の増員につきましては、平成30年度に精神保健福祉対策の強化のための定数を6人増員し、保健所の支援体制の

充実を図ったところです。引き続き、市町村や精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら、精神障害者に関する支援体制の充実に努めてまいります。

次に、「保健所職員への研修をさらに強化すべき」についてでございます。

高次脳機能障害を含む精神障害の相談を受ける保健所の職員は、高次脳機能障害者支援センターや精神保健福祉センターが開催する、専門職を対象とした研修会に参加し、高次脳機能障害に関する知識の習得などに努めています。今後は、保健所職員を対象とする専門研修を開催する際に、高次脳機能障害に関する内容を加えるなど、高次脳機能障害に対応する保健所職員の技能が向上するよう、研修体制の強化を検討してまいります。

## 6、特別支援学校の環境整備を、特に給食施設も限界を超えた草加かがやき特別支援学校はただちに増設を

【金子県議】

私は2015年一般質問でも取り上げた草加かがやき・越谷両特別支援学校を訪問しました。草加かがやき特支は2013年4月に知的障害児216名44学級で開校しましたが、わずか6年で400名、79学級にほぼ倍増しました。

教室不足から1教室、二学級で使用し、校内の視聴覚室、手工芸室など8の特別教室を普通教室に転用。時には、生徒たちが皮加工していた実習授業の教室は体育にも使用、体育の前には、教員が大きな作業台や工具を片付けて対応しています。最大560食提供できる給食施設が限界を超え、管理職と事務職員は弁当持参です。給食時は、トイレが隣接する玄関ホールが、配膳カートと児童生徒でごった返します。学校長は「これ以上、生徒数が増えたらもう対応出来ない。最後に残った貴重な多目的室をつぶさなければならない。」と深刻です。

7日の一般質問で教育長は、越谷西特支と川口特支へ児童生徒を移動し、戸田翔陽高校敷地内の特支開校に伴う生徒の移動で、100人程度減少が見込めると答弁されました。

しかし、この6年間で200人も児童生徒が増加したことから考えても、3年間で100人程度の削減で、現在の過密が解消できると教育長は断言できるのですか？また、越谷西特支・川口特支いずれも過密状況です。両特支への児童・生徒の移動は現実的とは思えませんが、答弁を求めます。

児童・生徒の移転でのみ対応するのではなく、ただちに増設、分校や新校の新設に踏み切っていただきたい。教育長、答弁をしてください。

一方、越谷特別支援学校は236名が学ぶ、肢体不自由児の大規模校です。通学区域が7市1町と広く、バス通学は最長1時間半かかっている状況は3年前とかわっていません。通学時間が長いと肢体不自由児の負担も大きい。本来、早急に分割をすべきですが、通学バスの増便を計り、負担軽減すべきです。教育長答弁を求めます。近年医療的ケア児や重複児が増加しています。

私はこれまでも、看護教員の加配を求めてきましたが、越谷特支は37人の医療的ケア児に対し看護教員が3名です。

大阪府箕面(みのう)市では、医療的ケア児が地元小中学校に通学できるように、国、府、市の財政負担で小中学校に看護職員を加配しています。県としても看護教員を加配すべきと考えます、また、大阪府のように小中学校への看護職員の加配のための独自補助を創設すべきと考えますが、教育長答弁を求めます。

これまで、党県議団として、何度、特別支援学校の過密解消を求め質問したかわかりません。県教委はついに重い腰をあげ、埼玉県特別支援教育環境整備計画策定検討会議を立ち上げました。この進捗状況といつまでに検討するのか、教育長答弁を求めます。

特別支援学校の過密化の根本原因は、特別支援学校設置基準がないことにあります。健全児であれば児童・生徒の急増に対して、ただちに教室が増設されます。これは障害児差別です。教育長、国に対して設置基準の策定を強く求めていただきたいのですが、答弁を求めます。

#### 【教育長】

御質問6「特別支援学校の環境整備を、特に給食施設も限界を超えた草加かがやき特別支援学校は直ちに増設を」について、お答えを申し上げます。

まず、「新校の開校により、現在の過密が解消できると断言できるのか」についてでございます。越谷西特別支援学校及び川口特別支援学校への入学と県南部地域特別支援学校(仮称)についてですが、設置に伴う通学区域の再編により、現在の過密の状況は、一定程度緩和されるものと考えております。

次に、「越谷西特別支援学校、川口特別支援学校への児童生徒の移動は現実的か」についてでございます。越谷市在住で高等部への入学を希望する生徒の受け入れにつきましては、越谷西特別支援学校と相談の上、理解を得ながら進めているところでございます。

川口特別支援学校については、平成32年度に川口市在住で小学部1年生になる児童受け入れにより、一時的に増員となりますが、平成33年度の県南部地域特別支援学校(仮称)の開校により、大幅に緩和されるものと見込んでおります。

次に、「直ちに増設、分校や新校の新設に踏み切っていただきたい」についてでございます。

県では、特別支援学校の施設整備を含めた環境整備に関する計画を策定するため、本年10月24日、局内に策定検討会議を設置いたしました。新たな対策につきましては、この検討会議の議論を踏まえまして、検討をまいります。

次に、「越谷特別支援学校のスクールバスの増便」についてでございます。

毎年度、児童生徒数の推移や保護者の御要望などを踏まえ、バスの運行便数を増やしたり、運行ルートの見直しを行うなどしてまいりました。今後も引き続き、児童生徒や保護者の負担軽減につながるよう、スクールバスの運行改善に取り組んでまいります。

次に、「看護教員の加配」についてでございます。

県では、医療的ケアが必要な児童生徒の人数、ケアの内容などを踏まえ、各学校の教員定数の枠内で看護師資格を有する教員を配置しているほか、非常勤看護師も配置しております。今年度は、県全体で看護教員を23名配置したほか、非常勤看護師の総時間数を前年度の2960時間から5125時間へと大幅に増やすなど、実施体制の充実を図りました。看護教員の配置は法律で定められた教員定数の枠内で行っていることから、県単独での増員は困難な状況がございますので、新たな看護教員の定数措置を強く国に要望してまいります。

また、小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒への看護師配置につきましては、平成29年度より国の補助が活用できることとなり、埼玉県でも今年度は4市が活用しております。大阪府では、国の補助制度が開始される以前、平成18年度から府独自に1/2を補助しておりましたが、平成29年度からは国の補助を活用することで徐々に府としての補助率を減らし、平成33年度で終了するとのことでございます。

県としての補助につきましては、市町村との役割分担も踏まえ、補助は困難な状況でございますが、引き続き国の補助制度について市町村に周知するとともに、その活用を促してまいります。

次に、「策定検討会議の進捗状況といつまでに検討するのか」についてでございます。

これまでに、策定検討会議を2回開催するなど、鋭意、検討を進めており、今年度末を目途に策定をしていきたいと考えております。

次に、「国に対して特別支援学校設置基準の策定を強く求めること」についてでございます。

国の見解は、「特別支援学校については、在籍する児童生徒の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であることなどから、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難である」というものでございます。

国では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するための留意事項として「特別支援学校施設整備指針」を定めております。県といたしましては、この指針を踏まえ、特別支援学校の施設設備の充実を図ってまいります。

#### 【金子県議】

- ・ 越谷西特別支援学校、川口特別支援学校、新たな特別支援学校への児童生徒の振り分けを、来年度から行うのか。
- ・ 振り分けではなく、分校や新校の新設を検討していくべきではないのか。
- ・ 草加かがやき特別支援学校の児童生徒はどのくらい増えると見込んでいるのか。
- ・ 越谷特別支援学校の看護師、看護教員について県独自で加配すべきではないか。

【教育長】

金子正江議員の御質問「6 特別支援学校の環境整備を」についての再質問にお答えを申し上げます。

まず、越谷西特別支援学校、川口特別支援学校、新設校への振り分けについてでございますけれども、越谷西特別支援学校の高等部への振り分けというのは、平成31年度入学生から考えて、準備を進めているところでございます。

次に、直ちに新設等するべきではないかとの御質問でございますけれども、新設をする場合には、まず場所をどこにするのか検討して、設計をして、その上で建物を作っていくということになりますので、一定程度の時間がかかるというふうに思います。今、策定しております、今後の特別支援学校の環境整備についての中であらゆる可能性を含めて検討しているところでございますので、その中で考えていきたいと思っております。

次に、来年度、草加かがやき特別支援学校はどのくらい子供の数が増えるのかでございますけれども、今年度につきましても、これだけ増えるということが、なかなか予測できなかった状況でございますけれども、来年度について何人というところまでは現在では、分かっておりません。

次に、看護師あるいは看護教員の配置の件でございますけれども、現在の配置につきましては、先ほどもお答えしました通り、教員定数の枠内で行うしかない状況でございますので、これ以上の増員というものは困難な状況があると思っております。従いまして、看護教員を定数として措置するというを国に対して要望をしていくしかないのではないかと考えております。

## 7、越谷児童相談所の施設改修と職員体制強化について

【金子県議】

3年ぶりに、越谷児童相談所と草加支所を視察しました。あいかわらず、越谷児童相談所は建物の老朽化がひどく、プレイルームにある遊具の中には、使用可能なのかと思われる物もあり、トイレも和式のままでした。虐待や病気などで疲弊した家族が訪れる施設は、心落ち着く場にすべきと思います。せめて、トイレの改修など環境整備を進めていただきたいと思いますが、福祉部長の答弁を求めます。

3年前に比べ、越谷児相の担当地域の人口は約2万人増え、3590件だった相談件数が、昨年度は5812件と増加しています。そのうち4割が虐待です。一方職員は65人から5人しか増えていません。職員の抜本的増員が必要であると考えます。福祉部長の考えをお示してください。

越谷児童相談所には一時保護所が併設されています。定員30名の一時保護所に2歳から18歳までの31人が入所していました。職員は、様々な困難を抱える異年齢の児童が集団で生活するためのご苦勞をにじませていました。たった一つだった浴室が、昨年増築され、

男子専用の浴室ができたと喜んでいました。給食室の食器や、掲示板の備品などがかなり古く、改善が必要です。

また、昨年までは常駐だった医師が退職し、今年からは、中央児相のただ1人の医師が、県内6か所を巡回することになり、越谷児相は水曜日のみ診察とのことです。一時保護所の平均入室日数は42日で、最長では1年を超す例もあります。保護の観点から児童たちは学校はもちろん、原則外出はできません。

厳しい家庭環境から保護されたのちも、老朽化した施設に定員を超えて暮らさなければならぬ状況を早急に改善していただきたい。せめて高校生の個室化、備品の整備、医師の巡回数を増やすことについて、福祉部長の答弁を求めます。県内に一時保護所はたった4か所で、5年間で利用児童数は697人から992人に激増しています。なんとしても、一時保護所を増設すべきと考えますがあわせて答弁を求めます。

越谷児童相談所は7市3町を担当し、その人口は128万7千人と県内最大です。うち草加支所が54万9千人を担当しています。草加支所は草加保健所の一部に間借りし、総務職員も配置されていません。草加支所を本所に格上げし、移転整備すべきと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

#### 【福祉部長】

次に、御質問7「越谷児童相談所の施設改修と職員体制強化について」お答えを申し上げます。

まず、トイレの改修など環境整備を進めることについてでございます。現在、越谷児童相談所と草加支所の庁舎については、職員の増員に伴う事務室の拡張に向け、工事の設計を行っております。児童相談所のトイレについては、計画的に改修に取り組んでおり、草加支所の庁舎のトイレは平成28年度に改修されております。越谷児童相談所を含め他の児童相談所についても、今後順次、トイレの改修などを進め、環境整備に努めてまいります。

次に職員の抜本的増員についてでございます。

これまで、増加する児童虐待通告に適切に対応するため児童相談所の職員を順次増員してまいりました。越谷児童相談所においても、10年前と比較すると、草加支所を含め18人増員しております。今後とも、管内人口や児童虐待通告の動向などを踏まえながら必要な体制の確保に努めてまいります。

次に、一時保護所の高校生の個室化、備品の整備、医師の巡回数を増やすことについてでございます。

一時保護所は、短期間の入所を想定していることから、居室は複数の児童で利用する形態となっております。高校生など年齢が高い児童については、必要に応じて静養室を個室として使用するなど、弾力的に対応しているところでございます。

また、一時保護所の備品については、昨年度、越谷児童相談所において、厨房の冷凍庫を更新しております。必要な備品については、今後も整備・更新に努めてまいります。

越谷児童相談所の医師の診察については、中央児童相談所の医師が月に1回巡回しているほか、非常勤の医師が月に10日程度勤務をしており、平均週3日は診察が行われている状況です。今後とも、必要な診療体制の確保に努めてまいります。

次に、一時保護所の増設についてでございます。

虐待通告の増加もあり、一時保護所の入所率は9割前後と高い状況です。こうした入所状況などを踏まえながら、一時保護所の増設について検討してまいります。

次に、草加支所の本所への格上げ、移転整備についてでございます。

草加支所の本所化は、援助方針決定の迅速化が図れるなどの効果が期待されます。また、現在、草加支所では事務室拡張のための工事の設計を行っております。こうした状況を踏まえながら、草加支所のあり方について検討してまいります。

#### 【金子県議】

草加支所の本所化についての見通しについて

#### 【福祉部長】

金子正江議員の御質問7「越谷児童相談所の施設改修と職員体制強化について」の再質問にお答えを申し上げます。

草加支所が入っている庁舎の事務室は、職員が増加したことにより手狭となっております。このため、現在、庁舎内のレイアウトを変更するための工事の設計を行っております。また、本所化の検討にあたりましては、現在の庁舎を利用することを踏まえて、草加支所のあり方について、今後検討してまいります。

## 8、一刻も早く公契約条例検討の開始を

#### 【金子県議】

私の住んでおります越谷市の公契約条例は2年目を迎えました。私は、高橋努越谷市長に公契約条例の効果について、お話を伺ってきました。越谷市の公契約条例は、市の一定額以上の委託事業や建設などの公共事業について、契約する際に、最低賃金よりさらに進んだ労働報酬下限額を提示し、その遵守を条件とするものであります。

これによって、官製ワーキングプアといわれる関連労働者の処遇を向上させる狙いがあります。越谷市長は、この2年間でふりかえって「賃金の支払い状況と併せ、労働関係法令の遵守について報告を求めています。2年間で報告があった案件全てにおいて、適正に履行されていることを確認している。」ということでした。特に当初社会保険に未加入であった下請け業者が元請業者の指導によって改善された事例もあったとのことで、条例の効果を実感しておられました。

また、市長は「この条例は、労働者の権利保護はもちろんだが、空前の人手不足の中、労

働者の処遇を改善することは、結局は人の確保につながっていく。事業者のためにつくった条例だ」と信念を語っておられました。

知事は、予算特別委員会で「労働者の賃金はお互いの合意のもとに決められるもので、行政がこれに介入するというのはいかがなものか」と答えております。低賃金の県内労働者、特に建設労働者の状況に対して、積極的に対応することは地方自治体の責務ではないか、そのために公契約条例を検討すべきと考えますが、知事の答弁を求めます

予算特別委員会で秋山文和県議が、県の委託事業者の中のブラック企業について取り上げました。病院局が警備業務を委託していた企業が、最低賃金は守らず、社会保険はおろか労災も加入しない、未払い賃金はある、健康診断も実施しないと労働者から告発されたのですが、すでに委託契約が終了している。その後は、会社名を変えて現在も知事部局の業務の委託を受けているという質問でした。越谷市は、委託事業者の報告を定期的に受けるとともに、3月には下請けも含めた請負事業所の労働者アンケートを開始するとのこと。このような取り組みが、着実に労働環境の向上に結び付くと思います。

県が契約する委託事業所への労働環境、労働条件についての調査や労働者アンケートなど、ブラック企業排除に有効な取り組みを行うべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

#### 【上田知事】

「一刻も早く公契約条例検討の開始を」についてのお尋ねのうち、公契約条例を検討すべきについてでございます。

私は労働者の労働環境や待遇の改善は、対象が公契約のみに限られる条例によるものではなく、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の遵守徹底やその見直しにより対応すべきものであると考えております。県としては賃金や労働条件に関する指導監督権を有する埼玉労働局と連携し、広報とともにセミナーなどを積極的に行い周知徹底を図ってまいります。

また、お話にありました社会保険への加入は平成29年度から元請企業の社会保険などへの加入を県発注の建設工事における入札参加資格者名簿登載の条件としております。さらに、平成30年度からは社会保険など未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止としております。今後とも労働関係法令の遵守、徹底を図ってまいります。

次に、ブラック企業排除に有効な取組を行うべきについてでございます。

県事業の受託者であるかどうかにかかわらず、全ての企業が労働関係法令等を遵守するのは当然でございます。県の労働相談センターに労働者から賃金未払いなどの相談が寄せられた場合には労働基準監督署に情報を提供し、企業への指導を求めています。

労務費が大半を占める庁舎の清掃事業等では賃金台帳などを調査して、最低賃金を下回っていないかどうかを確認しています。何か情報があった場合には速やかに事実関係を確認し、法令違反があれば、まずは是正指導を行い極めて悪質な場合には入札参加停止を行うなど適切に対応してまいります。

【以上】